

各市町スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人三重県スポーツ協会
三重県スポーツ少年団
本部長 宮崎 誠

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮したスポーツ少年団活動について（通知）

平素は本県スポーツ少年団諸事業にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、三重県スポーツ少年団では、8月23日以来、「緊急事態宣言」に伴う「三重県緊急事態措置」への対応をお願いし、各市町におかれましても各団にご指導いただきました。

おかげをもちまして、この期間、スポーツ少年団としての集団感染を防ぐことができましたこと感謝申し上げます。

この度、9月30日をもって三重県における「緊急事態宣言」が解除され、10月14日（木）までの「三重県リバウンド阻止重点期間」の対策が示されたことに伴い、本県スポーツ少年団としましては、これまでの対応を変更し、具体的に下記のとおり対応することといたします。

なお、今後も感染拡大防止に向けた基本的な対応は継続します。皆様の命と健康を守るため、各単位団ならびに母集団の皆様にご周知いただき、今後とも感染拡大防止への取組の徹底をご指導お願いいたします。

記

1 感染症対策と健康管理の徹底

- 団員、指導者、役員、スタッフは活動の前に体温測定を必ず行い、発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底すること。また、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合は、活動への参加を控えること。
- 密を避けた活動（2m以上のソーシャルディスタンス）を行い、換気やアルコール消毒、運動時以外のマスク着用を徹底すること。
- 身体接触を伴う活動や大きな発声、激しい呼気を伴う活動などについて、感染対策を特に徹底すること。
- 活動への移動や着替え、食事など場面の切り替わりにおいて、密になる行動や会話など感染リスクが高くなる行為を避けるよう指導すること。

2 スポーツ少年団活動について

- 活動を再開するにあたっては、団員の体力の低下や精神的なストレスを抱えていることが考えられるため、団員の状況に応じ、段階的に改善が図られる活動に努めること。
また、休日や祝日の活動については、可能な限り昼食を伴わない午前または午後のみ（裏面へ続く）

活動とし、短時間で行うように配慮すること。また、やむを得ず昼食をとる場合は、集団でとることを避け、距離を保って静かに食べるよう指導すること。

- 活動については、団員及び保護者の理解のもと行うこととし、新型コロナウイルス感染症の心配を理由に活動への参加を見合わせる団員の人権尊重に努め、活動の無理強いをさせないこと。

3 大会や研修会、練習試合等への参加について

- 各団体が主催する各大会や研修会に参加する場合は、主催者が行う感染症対策や競技団体等で作成した感染予防のガイドラインを遵守するとともに、練習試合等に参加する場合も含め、各単位団で感染予防のための取組を徹底すること。
- 練習試合などで、感染者が多数発生している地域への県境を越える移動は避けること。

※ 添付資料

- ・リバウンド阻止重点期間
- ・リバウンド阻止重点期間別冊

お問合せ先
三重県スポーツ少年団：寺井・中村
TEL：059-372-3880/FAX372-3881
E-mail：mieken@japan-sports.or.jp